

各位

三井住友信託銀行株式会社

公募信託社債の発行について

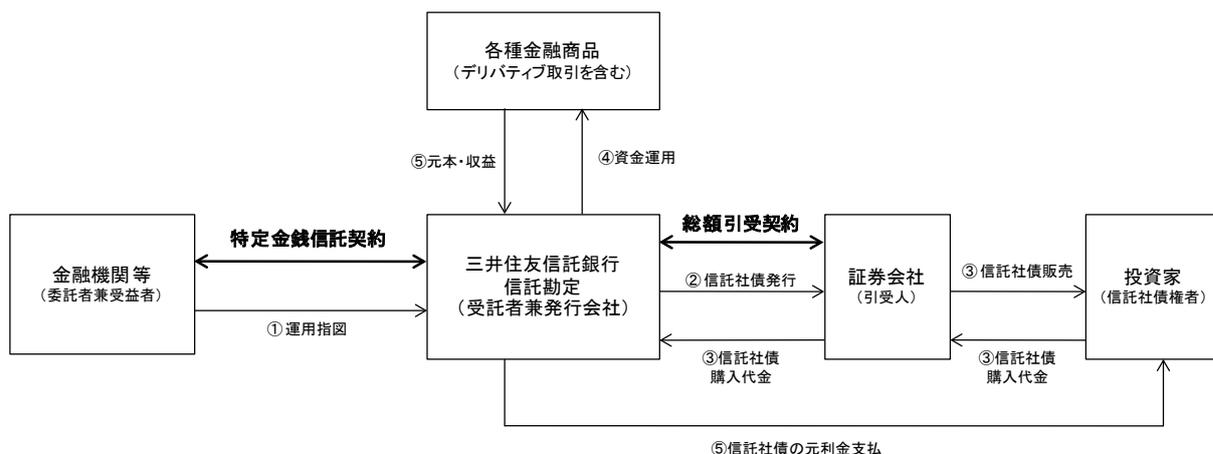
三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：常陰 均、以下「当社」）は、今般、公募型の信託社債を発行することとなりましたので、お知らせします。

## 1. 公募信託社債の概要

信託社債は、会社法に基づき信託の受託者が当該信託財産のために発行する社債で、その元利息の支払いに係る責任財産は当該信託財産に限定されます。信託社債の発行代わり金は、いったん信託財産に帰属したのち、有価証券等の金融商品で運用されます。

今般、信託社債を公募発行する仕組みを導入し、あおぞら証券株式会社への機能提供を開始することとなりました。尚、同社を引受人とする第1回債の発行について、関東財務局への有価証券届出書の提出を完了しております。

## 【公募信託社債の仕組み】



- ①金融機関等は当社との間で特定金銭信託契約を締結し、受託者である当社に対し信託財産の運用について指図を行います。
- ②受託者である当社は、金融機関等の指図に基づき、証券会社を引受人とする信託社債を発行します。
- ③証券会社は、投資家に信託社債を販売します。
- ④受託者である当社は、金融機関等の指図に基づき、各種金融商品（デリバティブ取引を含みます。）に運用します。
- ⑤受託者である当社は、金融商品の元本・収益を受領し、信託社債の元利息を支払います。

## 2. 今後の展開

公募信託社債は、金融商品取引法に基づき各種開示の充実が図られた有価証券であり、幅広いお客様にご運用いただける新たな仕組みです。当社では、公募信託社債発行機能と信託の柔軟性を組み合わせることにより、より多くのお客様へ新たな信託商品の運用機会を提供し、ひいては国内金融市場の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

以上